

平成23年東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査及び特定保健指導の受診機会の確保に関する要綱

(受診機会確保の特例)

第1条 平成23年東日本大震災（以下「地震」という。）に際し、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域に、地震発生時において住所を有する次の各号のいずれかに該当する者（以下「被災者」という。）に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第20条の規定に基づく特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の受診機会の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者（同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。）又はその被扶養者（健康保険法の規定による被扶養者をいう。）
- 二 日雇特例被保険者（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条の2第1項第5号に規定する日雇特例被保険者をいう。）又はその被扶養者（健康保険法の規定による被扶養者をいう。）
- 三 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。）又はその被扶養者（船員保険法の規定による被扶養者をいう。）
- 四 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者（千葉市国民健康保険被保険者については第5条の規定による免除の申請を行う者に限る。）
- 五 国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員又はその被扶養者（同法の規定による被扶養者をいう。）
- 六 地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員又はその被扶養者（同法の規定による被扶養者をいう。）
- 七 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又はその被扶養者（同法第25条において準用する国家公務員共済組合法の規定による被扶養者をいう。）

(準用規定)

第2条 この要綱の取扱いについては、千葉市国民健康保険特定健康診査及び特定保健指導実施要綱（以下「特定健診要綱」という。）第1条から第13条まで及び第15条から第18条までの規定を準用するものとする。

（読替え規定）

第3条 前条の規定により特定健診要綱を準用する場合には、次の表の左欄に掲げる特定健診要綱の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	千葉市国民健康保険被保険者	被災者
第3条	当該年度	平成24年
第6条第2項	国民健康保険被保険者証	加入している医療保険の被保険者証等
第12条第1項	国保連合会	市
第12条第2項	国保連合会	市
第13条第1項	国保連合会	市
第15条	国保連合会	市
第16条	国保連合会	市

（自己負担金の免除）

第4条 第2条において準用する特定健診要綱（以下、「準用特定健診要綱」という。）第11条第1項の規定にかかわらず、地震により、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する被災者が特定健診等を受診する場合は、受診者の負担額を免除する。ただし、千葉市一日人間ドック費用助成要綱の規定に基づく費用助成を受ける者は、除くものとする。

- 一 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をしたこと
- 二 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負ったこと
- 三 主たる生計維持者の行方が不明であること
- 四 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止したこと
- 五 主たる生計維持者が失職し、現在収入がないこと
- 六 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っていること
- 七 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていること

八 前各号に類する事由があったこと

(免除の申請)

第5条 前条の規定によって、免除を受けようとする者は、「特定健康診査自己負担金免除申請書」に免除を必要とする要件に該当することを証明する書類を添えて、特定健診等を受診する前に市長に提出しなければならない。

(免除の決定通知)

第6条 市長は、前条による申請を承認したときは、「特定健康診査自己負担金免除承認決定通知書」(以下「承認通知書」という。)を、承認しないときは、「特定健康診査自己負担金免除不承認決定通知書」により、申請者に通知しなければならない。

2 承認通知書の交付を受けた者が特定健康診査を受ける場合は、特定健診要綱第6条第2項の規定するものに加えて、当該承認通知書を提示しなければならない。

(自己負担金の還付)

第7条 市は、要件に該当する被災者が承認通知書を社団法人千葉市医師会の推薦を受けて市が指定する医療機関(以下「医療機関」という。)に提出しないで特定健診等を受診した場合における医療機関に支払った自己負担金については、承認通知書を提出しなかったことがやむを得ないと認められるときは、被災者に還付することができる。

(還付の申請)

第8条 前条の規定によって、還付を受けようとする者は、「特定健康診査自己負担金還付申請書」に既に支払った自己負担金の額を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(還付の決定通知)

第9条 市長は、前条による申請を承認したときは、「特定健康診査自己負担金還付承認決定通知書」を、承認しないときは、「特定健康診査自己負担金還付不承認決定通知書」により、申請者に通知しなければならない。

(免除又は還付の取消し)

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により免除又は還付を受けた者があることを発見したときは、直ちにその者に係る免除又は還付を取り消

すものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成23年5月2日から施行し、平成23年度分の特定健康診査及び特定保健指導から適用する。

(千葉県国民健康保険被保険者に係る特例)

第2条 千葉県国民健康保険被保険者に係る特定健康診査等の費用から自己負担金（第4条の規定により免除された場合は免除前の自己負担金）を控除した額の費用の請求等については、準用特定健診要綱第12条から第13条まで及び第15条から第17条までの規定にかかわらず、千葉県国民健康保険特定健康診査及び特定保健指導実施要綱第12条から第17条までの定めるところによる。